

□■保育所概要□■

- ＜正式名称＞ 台東区認可小規模保育所 A型
はぐはぐキッズ浅草橋 annex
*A型は保育者全員が保育士資格を持っています
- ＜住 所＞ 〒111-0053 東京都台東区浅草橋 2-6-4
JR 総武線・都営浅草線「浅草橋駅」より徒歩 2 分
- ＜TEL&FAX＞ はぐはぐキッズ浅草橋 annex TEL & FAX 03-5823-4556
- ＜職 員＞ 施設長 1 名
保育士 6 名(常勤 4 名 非常勤 1 名) 栄養士 1 名 調理士 1 名
- ＜定 員＞ 0 歳児 3 名 1 歳児 6 名 2 歳児 6 名 合計 15 名
- ＜設 置 者＞ はぐはぐキッズ株式会社 代表取締役 山崎 恵子
- ＜設置者の所在地＞ 〒143-0023 東京都大田区山王 3-30-11
- ＜開所日・時間＞ 月曜日から土曜日（休所日を除く）
午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
延長保育：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで
- ＜休所日＞ 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
12 月 29 日～31 日、1 月 1 日～3 日

□■入所までの流れ□■

Step 1	利用決定の連絡
	台東区より連絡及び通知があります。
Step 2	入園に係る書類の記入
	保育園に入園に係る書類一式を取りに来ていただきます。時間が合わない方は保育所に事前に連絡下さい。
Step 3	入園面接・契約
	面接日当日は入園に係る書類一式をとご印鑑を忘れずに持参してください。お子様と一緒にご来所下さい。重要事項の説明・手続きを行います。
Step 4	健康診断の受診（入所前月末まで）
	お子さまの入園時前検診を保育所の嘱託医の下で受診をし、検診票を保育所にご提出下さい。
Step 5	利用開始（入所月の 1 日～）
	慣らし保育については、保護者様と相談の上、お子様の様子を見て実施致します。
Step 6	利用料の納入
	保育料が決定しましたらお知らせ致します。指定口座にお振込みをお願い致します。

□■本所で行っている保育事業□■

<一般保育>

保育が必要な時間（基本的に勤務や介護などの時間プラス移動等の時間です。買い物や保護者の食事時間は含まれません）を、区が認定する保育必要量の範囲内で下記の時間お預かり致します。

- ・保育標準時間認定 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで （11 時間）
- ・保育短時間認定 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで （ 8 時間）

<延長保育>*標準時間認定のみ 午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで*

一般の保育の時間内では、登降所ができない方を対象に、延長保育を行っています。この場合には別途延長保育料がかかります。

□■連携保育園□■

本施設は、地域型保育事業の連携施設として、下記の連携協力を受けています。

- ・集団保育を体験させるための機会
- ・相談・助言その他の保育の内容に関する支援

<本保育所が連携施設となっている園>

浅草橋保育園 （台東区浅草橋 2-23-5）

□■経営方針□■

安心・安全・愛情の 3 つの A を大切にした運営を目指します。

□■保育方針□■

1. 一人ひとりの個性を大切にします。
2. 一人ひとりの発達段階に応じた働きかけをします。
3. 一人ひとりのコミュニケーション能力を伸ばします。

<HUG クリエイティブ・カリキュラムについて>

はぐはぐキッズでは、グローバルに活躍する子どもの為に様々な PX creative curriculum をご用意しています。

- ・英語であそぼう ハロウィンやクリスマスに専任の英語の講師が保育所の保育に参加します。
英語の絵本や歌を歌って体を使った楽しいアクティビティを通じて、国際性とコミュニケーション能力を養います。
海外の文化にも触れることで日本の良さや家族を大切にする気持ちを育てます。
- ・アートであそぼう 自由なお絵かきやダイナミックな作品作りを通して、一人ひとりの創造性を伸ばします。
- ・1-day Trip 近隣の公園などに1日自然体験に出かけます。一人ひとりの発達段階に応じた自然との触れ合いを通して心身の成長を伸ばします。

□■一日の流れ□■

※このデイリーは目安です。

		どんな1日になるのかな？
7:30	開所・順次登所 自由あそび 排泄・水分補給	「おはようございます！」元氣にご挨拶。 お子様とお部屋にお入り頂き、検温を行います。連絡帳を担当に渡し、お荷物の支度をお願いします。
9:30	朝の会 散歩・設定保育	各クラスに分かれ活動がはじまります。 散歩・音楽遊び・制作など楽しい時間を過ごします。
11:00	排泄・昼食準備 昼食	おいしい給食「いただきます！」 お友達と楽しい食事の時間を過ごします。
12:00	着替え・午睡準備 午睡 起床・排泄	身支度も少しずつ自分の力で出来るように取り組みます。 お腹いっぱいになったら、たっぷり睡眠をとります。 起床時検温を担当が行います。
15:00	おやつ	今日のおやつは何か？ 午後英語遊び・音楽遊び・自由遊びを組み合わせ有意義な時間を過ごします。
16:00	順次降所	保護者の方がお迎えにいらしたら、当日の様子をお伝えし、連絡帳・お荷物を渡します。
18:30 19:30	延長保育 閉所	「さようなら☆」と元氣にご挨拶。



□■持ち物□■ ※持ち物全てに必ずお名前のご記入をお願い致します。



毎日持ってくるもの

- ・荷物入れバッグ（必要なものが全て入る大きさの袋）
- ・着替えセット 1組 ※別途資料配布
- ・水筒 ※水かお茶（ノンカフェインのもの）を入れてきてください。
- ・靴（歩きやすく履きやすいものを下駄箱に入れてください。登園時に履いてきたもので可）
- ・靴下（履いてきたもので可）

毎週持ってくるもの 週末にお洗濯をお願い致します。

- ・バスタオル 1枚（午睡時用）

★おむつ替えマット

★敷布団カバー

★布団防水シート

その他 ※ロッカーに予備として置いておきます。

- ・着替え 各3枚程度（長袖または半袖 T シャツ・ズボン・下着・靴下・スタイ（必要な子は3枚以上））
- ・身体拭きタオル 1枚（夏場はほぼ毎日使用します）
- ・上着（冬場のみ）
- ・エコバッグ（コンパクトに収納できるもの）
- ・薄手のパンツ（必要な子のみ 3枚以上）



※★は園で用意し、退園まで個人貸出となります。

※万が一園で貸与した物品が劣化・破損した場合は、ご自宅にてご用意ください。

※パンツをお貸しした場合は、新品のパンツ（名前を記入せず同じサイズのもの）をご返却下さい。

はぐはぐキッズでは「オムツ・お尻ふき・お食事エプロン・口拭き」を保育園で用意しています。
その他、おむつ替えマット・敷布団カバー・防水シートも園で用意し、貸し出し致します。
週末にご家庭で洗濯し、週明けに持ってきてください。保護者様の料金のご負担は一切ありません。

□■連絡帳（ICT アプリ）について□■

- ・お子様の様子をお知らせするご家庭と保育者との交換日記のようなものです。
- ・登所日の様子を保育者が記録します。家庭での様子の欄には、項目にそって漏れのないように入力下さい。
- ・感染症が流行した際に参考とさせていただきますので、健康状態、傷の有無、病院受診の有無や服薬については出来る限り詳しく入力して下さい。



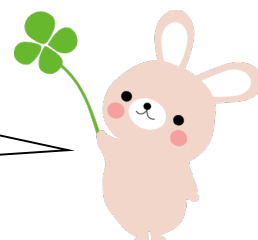
□■給食・おやつについて□■

- お子様の栄養バランスを考えた薄味の給食を提供しています。
- 事前に献立表をお渡ししますので、初めて食べる食材がある場合は、予めご家庭でお試し下さい。
- はぐはぐキッズでは、鶏卵不使用の献立で給食提供しています。
- 鶏卵不使用の献立ですが、卵アレルギーを含め献立に使用されていない食材であってもアレルギーと診断された場合は、医師の指示書（園指定）を提出していただきます。「数値が低いため食べても良い」「除去の必要なし」と判断されている場合は、その旨を医師の指示書（園指定）に記入して頂き園に提出をお願いしています。
- アレルギーのあるお子様は、完全除去食となりますので、ご了承下さい。
また、給食提供にあたり医師の指示書（園指定）等の書類の提出及び、園との面談が必要になります。面談及び医師の診断書がない場合は、給食の提供ができませんのでご了承下さい。
- 現在アレルギー症状がないお子様も在園中にご家庭や園でアレルギー反応が新たに出た場合は、必ず職員にお知らせください。必要書類をお渡しいたしますので、速やかに病院へ受診しアレルギー検査を受けてください。
- 宗教によって除去する食材がある場合は園と面談していただき、対応を検討させていただきます。
- 宗教の関係や、多種類のアレルギー源、重度のアレルギー、アレルギーの疑いがあり検査結果待ち等で給食が提供できない場合は、ご家庭からのお弁当の持参をお願いする場合がございます。その場合、保育料は変わりませんので予めご了承ください。
- 紛失・破損などを防ぐためご家庭から持参した食器類は使用後そのまま持ち帰りとなります。
- 夕食は原則として提供いたしません。午後 6 時 30 分以降の延長保育ご利用の場合は、おやつ（簡単なおせんべい程度のもの）を提供致します。
- 給食提供時間が決まっておりますので **11:30 まで**に登所できなかった場合は提供できませんのでご了承下さい。
- 園で使用する粉ミルクは「明治 ほほえみ」のみとなります。
- ご家庭から粉ミルクを持参する場合でも保育料の変更は致しません。
- 持参する場合は毎日使用する本数のみ、一回使い切りタイプのものをご用意ください。
- 紛失・破損などを防ぐため持参した哺乳瓶は使用後そのまま持ち帰りとなります。
- アレルギー症状がみられた場合、園で提供している粉ミルクの提供を中止し、ご家庭から持参していただく場合がございます。
- ミルクの提供は離乳食期のみとなっております。完了食からは牛乳の提供となります。
- 離乳食提供にあたり、「離乳食食品チェックリスト」を使用しております。園の献立に使用される食材となりますので、ご家庭で必ずお試しください。

□■登所・降所について□■

- お子様の送迎は、送迎登録をされている方のみとさせていただきます。
- 万が一、送迎登録されていない方がいらっしゃる場合は、保護者の方が直接保育所に電話にてご連絡下さい。
- 駐車場、駐輪場はございません。極力、徒歩でお越し下さい。
- 近隣の方や保護者同士の挨拶を心掛けて下さい。
- 原則ベビーカーをお預かりすることはできません。
- 自転車は園側に沿って置くようお願い致します。

近隣の方と気持ちの良いお付き合いが出来るよう、また子ども達を見守っていただける為にも、ご迷惑にならないよう、ご協力をお願い致します。



□■欠席・遅刻・早退について□■

- 欠席、遅刻をする場合は電話にて9:30までに連絡を下さい。
- 事前に休みの予定がある場合やお迎えの方、時間などに変更がある場合も、必ずお伝え下さい。
- 急遽、早めにお迎えに来られる際も分かり次第、連絡を下さい。

□■健康管理□■

<体調不良時の対応について>

- 登所前の検温で37.5℃以上の熱がある時は、お預かり出来ません。
保育中の検温で37.5℃以上の熱がある場合は、様子を見てお迎えに来て頂きます。
- 嘔吐、下痢、発疹など通常と変わった様子がある場合は、直ちにお迎えに来て頂きます。
また、24時間以内に2回以上の嘔吐・下痢がある場合は登園をお控えください。
- 緊急連絡先は保護者の勤務先を第一連絡先とさせていただきます。職場へのご連絡となりますので、旧姓・部署名などもご記入ください。またお仕事の都合で勤務先を離れる際は事前にお知らせ下さい。
- なお、保護者に連絡が取れない場合や急な容体の変化等があった場合には、嘱託医またはお子様の主治医への連絡を取るなど、お子様の身体の安全を最優先させ、本所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承下さい。

<くすり>

- 投薬が必要である状態のお子様はお預かりできません。保湿クリーム・リップ・虫よけ等もお預かりできません。（虫よけシール・虫よけパッチは使用不可）
- ホクナリンテープを貼って登所する場合は必ずテープに記名をし、連絡帳にご記入のうえ合わせて口頭でもお伝え下さい。

<感染症>

- 当所では「学校保健安全法」に指定されている感染症の他、次のページの「感染症一覧表」にある感染症に罹った場合にも感染症拡大防止の為「登園届」の提出をお願いしています。
ご家庭内で法定伝染病や感染症が発生した場合は、速やかに**お電話にて**保育所に連絡して下さい。
- 「登園届」は、弊社 HP からダウンロードして使用することもできます。保育所にもございますので、必要な方は職員に申し出て下さい。
- 土日祝日、年末年始などの休所日に感染症に罹った場合も、登園前に必ず園に連絡をしてお伝えください。登園届も忘れずにご提出下さい。

<予防接種>

予防接種後は副作用や副反応が現れる場合がありますので、30分程度お子様の様子を観察してから登園してください。また、受けた場合は必ず園までお知らせください。

【感染症一覧表】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から 発病後 3 日程度までが最も感染力が 強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで（発症した日、解熱した日の翌日を 1 日目とする）
新型コロナウイルス	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること。無症状の感染者は検体採取日を 0 日として 5 日を経過すること
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日 後まで	熱が下がり 3 日経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成 まで	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺・顎下腺などの腫れが出現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	全身の症状が快直し、主治医の許可がでるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、咽頭及び結膜の症状がなくなり 2 日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日 間	目の充血が消えて目やにがなくなるまで（眼科医の許可が必要）
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで、又は、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	便中に菌が排泄されている間	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間以降の検便により菌が陰性と確認されるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬服薬後 24 時間以上経過し、発熱がなくなり通常の食事がとれるようになるまで
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や特有の咳が治まるまで
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	体力が回復するまで
感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間	嘔吐・下痢が治まり、通常の食事がとれ、体力が快復するまで
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているのが注意が必要）	発熱や口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、通常の食事がとれるようになるまで
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
帯状発疹	水疱を形成している間	全ての発疹がかさぶたになるまで
突発性発しん	発熱している間	解熱し機嫌がよく、全身状態がよくなるまで
伝染性膿痂しん（とびひ）	水泡を形成している間 浸出液が出ている間	病変が多発しておらず浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆えるようになるまで
その他の感染症	病 名（ ）	

□■安全対策□■

台東区の指導のもと、避難口 1 ヶ所の確保、飛散防止の蛍光灯、窓や鏡へのフィルム指はさみ防止などの対策を行っております。

保育中に、万が一ケガや事故が起きてしまった場合には、保護者に連絡します。

なお、保護者に連絡が取れない場合や急な容態の変化等があった場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医またはお子様の主治医への連絡をとるなど、お子様の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。その際は、「健康保険証」「乳児医療証」を使用させていただきます。

□■保険関係□■

事故のないように、万全を心がけておりますが、万が一の際を考慮し、1 回の事故につき 3 億円、1 名の事故につき 3 億円の施設賠償責任保険に加入しております。

「日本スポーツ振興センター（JSC）災害共済給付制度」に加入しています。

災害共済給付制度は、JSC と学校の設置者（公立の場合は教育委員会、私立の場合は法人の理事長等）との契約により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支給）を行うものです。

□■保育料・延長保育料・その他の利用者負担□■

<保育料>

- ・保育料は、居住する自治体が定める保育料をご負担頂きます。

○保育料について

台東区が定める保育料をご負担いただきます。お子さんの年齢と保護者の区民税所得割額により決定します。4 月～8 月は前年度の税額で算出し、9 月以降は当該年度の税額で再計算します。

○保育料等早見表

	0～2 歳児クラス
保育料	区民税所得割額に応じた額
副食費	保育料に含む
延長保育料	園が定める額
その他費用	都度お知らせの上、徴収させていただきます。

保育料等についてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

台東区教育委員会 児童保育課保育相談係 電話 03-5246-1234
--

- ・月の 1 日現在、在籍している場合には、月の途中で退所しても 1 ヶ月分の保育料がかかります。また延長料についても同様の取り扱いとなります。

<台東区民以外の場合>

保育料についてご不明な点がある場合は、居住する自治体の窓口までお問い合わせください。

<延長保育料>

- ・開所時間内の延長保育（保育短時間認定の方のみ）

午前 7 時 30 分から午前 9 時 00 分まで 30 分 400 円

午後 5 時 00 分から午後 6 時 30 分まで 30 分 400 円

＊朝の延長料金と午後の延長時間は合計されませんので、ご注意下さい。

- ・延長保育（標準時間認定の方のみ）

午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

スポット延長 30 分 400 円

月額延長 30 分 5,000 円 / 1 時間 10,000 円

- ・開園時間外の延長料金

午後 7 時 30 分以降の延長料金は 15 分 500 円となります。

- ・連絡なしで遅れた場合の延長料金

15 分 500 円（短時間認定 17：00 以降）

（標準時間認定 18：30 以降）

□■お支払方法□■

◎入所時のお支払方法◎

保育料が決定しましたら請求書を発行致します。指定口座にお振込下さい。

（お振込手数料は保護者様負担となりますので、ご了承下さい）

◎毎月のお支払方法◎

- ・保護者の方のゆうちょ銀行口座より引落しをかけさせて頂きますので、自動払込利用申込書をご記入頂き、郵便局へ直接ご提出下さい。設定が完了した保護者様より引落しをかけさせて頂きます。（設定完了までにお時間がかかる場合があります）

・毎月 15 日に、当月月極保育料と当月月極延長料・前月のスポット延長料（該当者のみ）の引落しをかけます。

□■在所中の手続きなど□■

下記のような状況になった場合は、届出または手続きが必要となります。

<長期お休みするとき（保育停止）>

病気や保護者の里帰り出産などで 1 ヶ月以上通所できない理由がある場合、事前に申請することによってその月の保育料が免除となります。（年度内に 2 ヶ月が限度となります。）

<区外に転出するとき>

継続して通所したい場合には、一定の条件があり、かつ転出先の自治体で手続きが必要となります。

＜退所するとき＞

退所を希望する月の前月20日までに、指定の退所届を保育所にご提出下さい。

20日を過ぎてのお申し込みは次月退所となりますので、ご注意下さい。（但し、認可保育園への転園につきましては後日返金致します。）

お申出の日によっては、次月の保育料の引き落としがかかってしまう場合があります。

引き落とし確認後、次月に返金を致します。

＜保育を必要とする状況や理由が変わったとき＞

（認定区分の変更の手続きが必要となる場合があります。下記のような場合には、書類の提出が必要となります。）

- ・求職活動事由で入所、または在所中に求職となった場合
- ・在所中に勤務先が変更となった場合
- ・在所中に勤務時間が変更となった場合
- ・就労内定で入所した場合
- ・妊娠・出産で入所・または在所中に妊娠した場合
- ・育児休業から職場復帰予定で入所、または在所中に育児休業から復帰する場合

＜家庭状況が変わったとき＞

下記のような場合には、書類の提出が必要となります。

- ・住所が変わった場合
- ・電話番号が変わった場合
- ・氏名が変わった場合

□■保育の提供の終了について□■

在所中に下記のような場合には、保護者の意思にかかわらず、保育の提供を終了します。

- ・子どもの保護者が保育の必要性の下記等の認定事由に該当しなくなったとき。

(1) 仕事をしている。

※現在育児休業取得中の方は、入所する月の末日までに必ず、育児休業を取得した会社に職場復帰をする方が対象となります。復帰できない場合は入所月の月末で退所となります。

(2) 長期の療養が必要な病気である。

(3) 心身に障がいがある。

(4) 同居している親族の看護・介護にあたっている。

(5) 妊娠・出産する。

(6) 就学（大学・専門学校等に在学している。※趣味の講座・カルチャーは除く）

(7) 休職中（これから仕事をする、これから仕事をみつける。）

(8) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

□■個人情報の取り扱いについて□■

- 1.本所が扱う個人情報については、その重要性を認識し、適正な保護のために、個人情報に関する法令を遵守し、利用者の個人情報の保護をはかります。
- 2.個人情報の適切な収集・管理・利用・開示・提供について
 - (1) 利用目的に従って適切に個人情報の収集・管理・利用・開示・提供を行います。
 - (2) 個人情報の収集・管理・利用・開示は保護者の同意の基に行います。
 - (3) 個人情報の紛失・漏洩・改ざん及び不正なアクセス等に対しては、必要な安全対策・予防措置を講じて適切に管理致します。
 - (4) 保育所内の通信への写真の掲載やHP等へのお子様の写真掲載に同意しない場合は申し出て頂きます。
- 3.個人情報保護、利用目的に関する問い合わせ
個人情報、利用目的についてのご意見やお問い合わせ等については、本所でお受け致します。

□■虐待防止のための措置に関する事項□■

当施設は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

□■室内図□■

<保育所>

構造：耐火鉄骨造4階建て

延床面積：76.04㎡

<施設設備の数と面積>

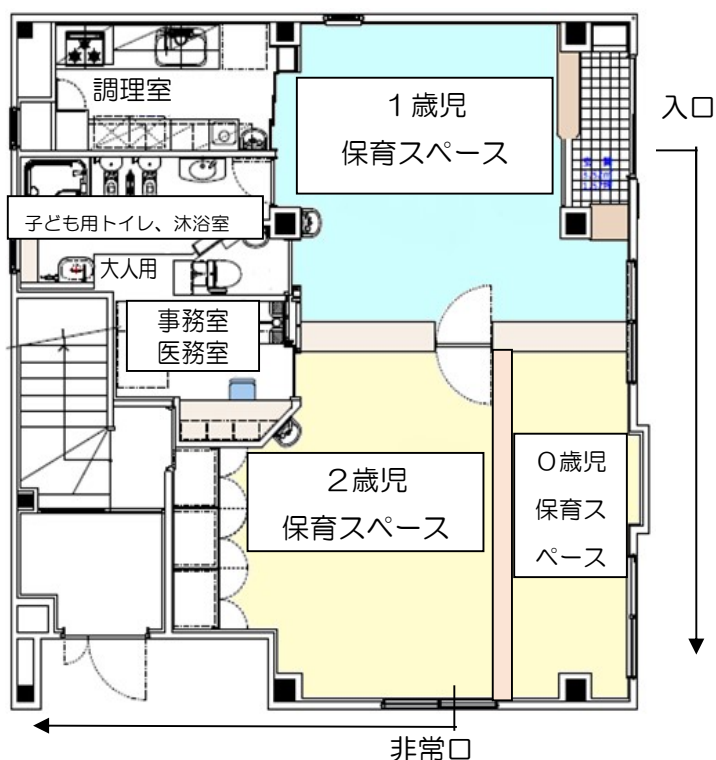
保育室3室：48.36㎡

子供用トイレ、沐浴室：6.41㎡

事務室、医務室：5.45㎡

調理室：7.13㎡

屋外遊戯場：柳北公園



□■提携病院□■

提携病院と連携し、年間 2 回の健康診断・歯科検診を行っています。

入所時の健康診断は原則として「渡辺内科外科医院」にて行ってください。

<小児科医院>

- ・ 渡辺内科外科医院 （台東区西浅草 2-20-1 TEL 03-3841-6502）

<歯科医院>

- ・ 浅草橋歯科医院 （台東区浅草橋 1-32-6 TEL 03-5835-4618）

□■災害時の対応□■

- ・ 非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応致します。
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

建物に損壊がない限り園内に留まり園内待機となります。

- ・ 災害が発生したら出来るだけ早くお迎えに来て下さい。
- ・ 緊急時の避難先は、「育英小学校」です。



- ・育英小学校（台東区浅草橋 2-26-8）

< 救急・消防 >

- ・浅草消防署（台東区駒形 1-5-8 TEL 03-3847-0119）
- ・浅草橋出張所（台東区浅草橋 3-10-5 TEL 03- 3863-0119）

< 警 察 >

- ・蔵前警察署（台東区蔵前 1-3-24 TEL 03- 3864-0110）

■■ 苦情・相談受付先 ■■

保育内容に関するご相談、苦情、ご意見などがありましたら、お気軽に下記までご相談下さい。

< 苦情受付担当者 >

- ・はぐはぐキッズ浅草橋 annex 副主任保育士
TEL：03-5823-4556

< 苦情解決責任者 >

- ・はぐはぐキッズ浅草橋 annex 施設長
TEL：03-5823-4556

< 第三者委員 >

- ・高田 亜希（社会福祉法人 空のいろ 理事長）
〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-14
[TEL：080-5422-3436](tel:080-5422-3436)
- ・岩月 泰頼（松田綜合法律事務所 弁護士）
〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 10F
TEL：03-3272-0101